令和2年第7回東串良町農業委員会 会 議 録

日時:令和2年7月27日(月)午前9時30分~

場所:東串良町役場委員会室(3階)

令和2年第7回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和2年7月27日						
招集場所	東串良町役場委員会室(3階)						
開催の日時 及び宣言	開会	令和2年7月27日午前9時30分				議長	竪山 秋敏
	閉会	令和2年7月27日午前10時31分				議長	竪山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏	名
出席数7名 欠席数 名	0	1	鶴丸 千尋	0	5	谷口	憲三
	0	2	福岡 みどり	0	6	木佐	丁 一孝
出席〇 欠席×	0	3	吉ヶ﨑 弘一	0	7	大村	教男
	0	4	竪山 秋敏		8		
最適化推進 委員	0		稲村 照隆	0		町永	次男
	0		上池 勝彦	0		松留	和江
出席数8名	0		内村 初子	0		松留	立美
	0		村吉 博美	0		杉木	秀幸
会議録署名委員		1番	鶴丸 千尋	2番	福岡	みどり)
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河﨑 哲郎	書記	堀内 出水	和代翔太	

日程第1 議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画について

日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申 請について

日程第3 議案第41号 農地法違反転用の指導について

会

議

に付

し

た事

項

日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可 申請について

日程第5 議案第43号 農地あっせん委員の選任について

開 会 午前9時30分

議 長(竪山)

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者7名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業 委員会令和2年第7回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番 鶴丸委員と2番 福岡委員 にお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。 発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持っ て発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農用地利 用集積計画について

議 長(竪 山)

日程第 1 議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農 用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 5 件、賃借権 2 8 件、 使用貸借権 4 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが 資料3ページの賃借権の131番につきましては、借人が木佐 貫委員となっておりますので、先に質疑をさせていただきたい と思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので木佐貫委員へ退席をお願いいたします。

(木佐貫委員退席)

議 長(竪 山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局(堀内)

それでは、説明いたします。

3ページをお開き下さい。

賃貸借の131番、借人は池之原の○○さん、貸人は池之原

の○○さん、申請地は、池之原石堀 2260-2 畑 1050 ㎡ 新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。以上でございます。

議 長(竪山)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。 木佐貫委員の入室を認めます

(木佐貫委員入室)

引き続き事務局の説明をお願い致します。

事務局(堀内)

それでは説明いたします。 資料の2ページをご覧ください。

まず、所有権移転の123番、譲受人は〇〇町の〇〇さん、 譲渡人は〇〇市の〇〇さん、申請地は、川西東水流3087-2 畑 174㎡ 贈与による所有権の移転でございます。

次に124番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は、川西貴實益2588 田 495 ㎡ 売買による所有権の移転でございます。

次に125番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は〇〇町の〇〇さん、申請地は、新川西前牟田2646-4 田 1162 ㎡ 売買による所有権の移転でございます。

次に126番、譲受人は〇〇町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は、川西貴實益634-1 畑 484 ㎡ 売買によ

る所有権の移転でございます。

次に127番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は、川西西牟田 2026-2 田 687 ㎡ 売買による所有権の移転でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

賃貸借の128番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は、岩弘口ノ坪349 田 348 ㎡ 他1筆 計881㎡で、更新5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に129番、借人は川東の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇 さん、申請地は、川東蔵園出口1152 畑 1978 ㎡ 新規10年 の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に130番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東前園堀 1325-1 畑 1629 ㎡ 他 1 筆 計 2280 ㎡で、新規3年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に131番に関しましては、さきほど説明させていただき ましたので省略させていただきます。

次に132番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東高松4157 畑 1076 ㎡ 更新10年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に133番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、新川西牧之下2319 田 993㎡ 他1筆 計2002㎡で、新規3年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に134番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇 さん、申請地は、池之原新堀2429-4 畑 1925 ㎡ 他2筆 計 3623 ㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に135番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇 さん、申請地は、岩弘井手ノ上2469-2 畑 1941㎡ 他2筆 計 5662㎡で新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に136番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は、岩弘井手ノ上2465-5 畑 1885 ㎡ 他3筆 計

7635㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に137番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は、岩弘井手ノ上2467-2 畑 1924 ㎡ 他1筆 計4671 ㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に138番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東高松 4175-2 畑 967㎡ の1筆で、更新5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

次に139番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇 さん、申請地は、川東高松4166-1 畑 1125㎡ 新規5年の賃 貸借による利用権の設定でございます。

次に140番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東高松4167-1 畑 1254㎡ 新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に141番、借人は岩弘の有限会社 〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は、池之原新堀 2437 畑 2432 ㎡ 新規 10年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に142番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東定府1744 田 686 m² 新規10年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に143番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇 さん、申請地は、新川西牧之下 2336-1 田 1110 ㎡ 新規 10 年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に144番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、新川西牧之下 2335 田 1043 ㎡ 他 1 筆 計 2085 ㎡で、新規 10 年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に145番、借人は大崎町の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇 さん、申請地は、岩弘中尾563-6 田 471㎡ 他7筆 計4222㎡で、更新3年の賃貸借による利用権の設定でございます。 次に146番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は大崎町の〇〇さん、申請地は、新川西天神ケ岡2007-1 田 1485㎡ 他1筆 計3160㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に147番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、新川西烏帽子田227-15 畑 933 ㎡他2筆 計3202 ㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に148番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は、池之原雪山原2526-8 畑 448㎡ 他3筆 計5074㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

次に149番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は、新川西古新堀 1889-1 畑 1924 ㎡ 新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に150番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東西永峯 707-1 畑 1554 ㎡ 他 1 筆 計 2569 ㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に151番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東門倉堀1128 畑 3477㎡ 新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に152番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川西雪山 1920-1 畑 1836 ㎡ 他 5 筆 計 17,476 ㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に153番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は、岩弘段ノ平 1854 畑 4924 ㎡ 新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

次に154番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東仮屋園後977-1 畑 1189㎡ 新規10年の

賃貸借による利用権の設定でございます。

次に155番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東矢石 1460-1 畑 1732 ㎡ 他 7 筆 計 11,922 ㎡で、新規5年の賃貸借による利用権の設定でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

使用貸借の156番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、新川西雪山1990-3 田 1203㎡ 他1筆 計2921㎡で、新規5年の利用権の設定でございます。

次に157番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇 さん、申請地は、新川西雪山 2001-1 田 704 ㎡ 他3筆 計 3399 ㎡で、新規5年の利用権の設定でございます。

次に158番、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、新川西小牧 5019-2 畑 977㎡ 他 1筆 計3117㎡で、新規5年の利用権の設定でございます。

次に159番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は、池之原上川久保26 田 472 ㎡ 新規5年の利用権の設定でございます。

以上、123番から159番まで、131番以外の説明を終わります。

続きまして、農地中間管理事業による農地中間管理権について説明をいたします。

資料の7ページから9ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数11件、借受件数11件で、総面積40,914㎡であり、利用権の種類は、賃借権9件、使用貸借権2件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長(竪山)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程2 議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の 許可申請について

議 長(竪山)

次に、日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による 所有権移転の許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件であります。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局(堀内)

それでは、説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。

所有権移転の27番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は 鹿児島市の〇〇さん、申請地は、池之原石堀2293-4 畑 986 ㎡ の1筆で、譲渡人と譲受人の売買による所有権の移転でご ざいます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につ

きましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されて おり、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該 当しないものと判断しております。

以上でございます。

議 長(竪山)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による 所有権移転の許可申請については、原案どおり承認すること に決しました。

◆日程第3 議案第41号 農地法違反転用の指導について

議 長(竪山)

次に、日程第3 議案第41号 農地法違反転用の指導について議題といたします。

今回は1件の該当がございます。それでは、事務局から説明 をお願いします。

事務局(出水)

それでは、説明いたします。 資料の14ページをご覧ください。

該当地は、川東 安留 4846番5 畑633㎡ 他4筆 計3,636㎡となっており、賃借人は有限会社〇〇 代表取締役 〇 ○ さんとなっており、砂採取のための一時転用地となっていま

す。

令和元年第6回定例総会において議案として諮り承認を受け、 令和1年7月25日付けで、県より令和1年7月から令和2年 6月までの一時転用許可がおりました。

しかし、令和2年7月3日付けの工事進捗状況報告にて、 期限までの完了が出来なかった旨の報告を受けました。

これを受けて、復旧の勧告を行いたいと考えておりますので総会の承認をいただけますよう、質疑を求めるものであります。

議 長(竪山)

どうもありがとうございました。

このことについて現地調査を行なっておりますので、その結果について大村委員長に報告をお願いいたします。

(大村委員長現地調査報告)

大村委員

それでは報告します

日時は7月15日水曜日で、場所は川東4846番5 畑 633 ㎡ 他4筆 計3,636 ㎡です。

出席したのは自分と松留和江委員、○○さんと○○さん、事務局から駿河崎次長と出水主事でした。現地調査の内容としては違反転用の調査です。申請地は、砂採取のために一、時転用許可が令和1年7月から令和2年6月までの期限付きでおりていましたが、畑に堆積してあった馬糞の持ち出しに時間がかかってしまい着工が遅れてしまったとのことです。

現在は、埋め戻し土砂の搬入中であるとのことでしたが、天候の関係作業を能率よく進めることができず、期限内に終わらす事ができなかったとのことでした。

令和 2 年 10 月 24 日までには、作業は完了する予定であり、賃貸人も了承しているとのことです。

審議をお願いします。

議長(竪山)

どうもありがとうございました。これより質疑に入ります。

木佐貫委員

後は、表土を被せるだけですか。

事務局(出水)

資料の15ページ、16ページに写真を添付しているところですけど、今現在は搬入作業の途中ということだったですのでこちらの、原状回復計画書載っていると思うのですけど、あとは表土を戻して整地を行うことが10月までかかるという事です。

議 長(竪山)

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のどおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第41号 農地法違反転用の指導についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による農地転 用許可申請について

議 長(竪山)

次に、日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定 による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

最初に、資料の19ページの○○さんからの申請につきまし

ては、現地調査を行なっておりますので、その結果について木 佐貫委員長に報告をお願いいたします。

(木佐貫委員長現地調査報告)

木佐貫委員

それでは報告します

日時は7月21日火曜日午前9時からで、場所は池之原街道添2773番5 畑 496㎡です。

出席したのは自分と福岡委員さん、○○さん、事務局から駿河 崎次長と出水主事でした。現地調査の内容としては一般住宅の転 用です。申請地の農地区分は、農地の広がりが 10 h a 以下であ りますので第 2 種農地に該当すると思われます。転用目的は、一 般住宅となっております。

申請人は、○○と同居しておりますが、○○も大きくなり住居が手狭になったため転用の実現は確実だと思われます。

また転用面積は一般住宅を建築する面積として、496 ㎡であり制限面積の500 ㎡以内であり、周辺の状況から見ても妥当だと思われます。

申請地の周辺は北側が現況宅地、東側が住宅予定地、南側、西側が道路となっており、周辺農地への日照、通風などによる被害はないと思われます。また転用による土砂の流出などを防ぐため、よう壁を設けるなど周辺農地へ影響が出ないように対策をとるとのことです。

審議をお願いします。

議 長(竪山)

どうもありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長(竪 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第5 議案第43号 農地あっせん委員の選任について

議 長(竪山)

次に、日程第5 議案第43号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、売買2件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任 していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議 長(竪山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、私の方で説明いたします。

資料の26ページをご覧ください。

今回のあっせん申請地は、いずれも新川西の農地でありましたので、続けて説明をさせていただきたいと思います。

それでは説明いたします。

○○さんからの農地売買あっせん申し出について説明いたします。申請地は、新川西 前牟田 2798番2 田 922㎡の農地です。場所は、26ページ図面にあるとおり、南の太陽からやや離れた東側に位置する農地であります。

以上で○○さんのあっせん申請についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料の29ページをお開きください。

次に、○○さんからの農地売買あっせん申し出について説明

いたします。

申請地は、新川西 堂ノ下 4723番1 畑 1,856 m²の農地であります。

場所は、29ページ図面にあるとおり、南の太陽の南側に位置する農地であります。

以上で○○さんから農地売買あっせん申請についての説明を終わらせていただきます。

議 長(竪山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、○○さん、○○さん からの農地あっせん委員に、鶴丸委員と大村委員を指名いたし ます。

委員長は、鶴丸委員にお願いいたします。

よって、日程第5 議案第43号 農地あっせん委員の選任 については、ただいま指名いたしました方々にお願いすること に決しました。

その他に入りたいと思います。 協議会に切り替えます。

- ○各委員から意見
- ○事務局から意見

公務災害補償制度の加入について(堀内説明)

※8月現地調査:20日(木)

定例総会:25日(火)申請締切:12日(水)

議 長(竪山)

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日準備しました議案は全部終了しました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和2年第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。